○常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成２４年３月３０日

条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は，墓地，埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号。以下「法」という。）第１０条の規定による経営等の許可に係る墓地，納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所及び構造設備の基準その他必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は，法で使用する用語の例による。

（墓地等の設置場所の基準）

第３条　墓地等の設置場所は，次の各号に定めるところによらなければならない。ただし，市長が土地その他周囲の状況から支障がないと認めるときは，この限りでない。

(1)　国道，県道その他の主要道路，鉄道，軌道，河川，学校，病院又は人家から１００メートル以上の距離にあること。

(2)　高燥で，飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

（墓地等の構造設備の基準）

第４条　墓地等の構造設備は，それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし，市長が土地の状況，構造設備等から支障がないと認めるときは，この限りでない。

(1)　墓地にあつては，その周囲にへい等を設け，かつ，敷地内に雨水等が停留しないようにすること。

(2)　納骨堂にあつては，その周囲に相当の空地を有するとともに，独立した耐火構造の建物とし，かつ，納骨装置には施錠ができること。

(3)　火葬場にあつては，その周囲にへい等を設け，かつ，完全燃焼及び臭煙防止構造の火葬炉並びに火葬に必要な付属施設を有すること。

（経営許可の申請）

第５条　法第１０条第１項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は，次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名

(2)　敷地の所在，地番，地目及び面積

(3)　工事完了の予定年月日

(4)　申請の理由

（変更許可の申請）

第６条　法第１０条第２項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は，次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)　前条第１号及び第２号に掲げる事項

(2)　変更の内容

(3)　変更に係る工事完了の予定年月日

(4)　変更の理由

（廃止許可の申請）

第７条　法第１０条第２項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は，次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して，市長に提出しなければならない。

(1)　第５条第１号及び第２号に掲げる事項

(2)　廃止の理由

(3)　廃止後の処理

（みなし許可に係る届出）

第８条　法第１１条第１項又は第２項の規定により法第１０条第１項の規定による経営の許可又は同条第２項の規定による変更若しくは廃止の許可があつたものとみなされる処分があつたときは，当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了届）

第９条　法第１０条第１項の規定による経営の許可又は同条第２項の規定による変更の許可を受けた者は，当該許可に係る工事が完了したときは，遅滞なく，その旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際，茨城県墓地，埋葬等に関する法律施行条例（昭和６

０年茨城県条例第３６号（以下「県条例」という。））の規定による墓地の経営の許可等を受けた者にあつては，この条例の相当規定により許可を受けたものとみなす。

３　この条例の施行の日の前日までに，県条例第５条から第７条の規定によりなされた申請については，なお，従前の例による。